

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年9月24日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S 日経300株価指数連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信

(以下「ファンド」といいます。)

なお、「日経300上場投信」、「日経300投信」、「日経300」または「日経300ETF」(以下「別称」と総称します。)と称する場合があります。また、ファンドの愛称を「NF・日経300 ETF」とします。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり242円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額 に100.1%の率を乗じた価額(以下「販売基準価額」といいます。)とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては100口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

取得申込日の販売基準価額に、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

100万口以上10万口単位

* 交換単位は400万口以上10万口単位となりますのでご注意ください。

（７）【申込期間】

2025年9月25日から2026年9月30日まで

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込日から起算して 4 営業日以内の販売会社の指定する日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」(または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、「受託者」(または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「日経株価指数300」（対象株価指数）に連動する投資成果を目指す追加型株式投資信託です。

ファンドは、信託財産の投資対象を日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに限定し、同指数の計算方法にしたがって、ポートフォリオを構成して、原則としてそれを維持することにより基準価額が、同指数の動きと高位に連動することを目指します。

投資者は、ファンドを金融商品取引所において時価により株式と同様に売買することができます。

日経株価指数300とは、

日経株価指数300は、東京証券取引所プライム市場上場銘柄の中から株式市場を代表し、かつ業種分散、流動性などを勘案して選定された主要300銘柄を時価総額で加重平均した株価指数です。1982年10月1日を100とし、その特性は、より少ない銘柄で株式市場全体の動向を的確に表すことにあります。

- 日経株価指数300の計算方法

日経株価指数300は、時価総額を指数化したものです。つまり、上場株式数を加味することにより、一部の値がさ株の動きから、大きな影響を受ける危険を排除しています。日経株価指数300は、次の算式により計算されます。

$$\text{日経株価指数300} = \frac{\text{当日の時価総額}}{\text{基準時価総額}} \times 100$$

銘柄入替えや有償増資など市況変動以外の要因によって当日の時価総額が増減する場合には、指数の連続性を維持するため、基準時価総額を次の算式により修正します。

$$\frac{\text{修正日前日の時価総額}}{\text{修正前基準時価総額}} = \frac{\text{修正日前日の時価総額} \pm \text{修正額}}{\text{修正後基準時価総額}}$$

(1) 日経株価指数300は、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指数で株式会社日本経済新聞社の知的財産です。

(2) 株式会社日本経済新聞社は、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

(3) 株式会社日本経済新聞社は、ファンドに関し、一切責任はありません。

■ 信託金の限度額 ■

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、本商品のコンセプトが投資信託の機能を利用して

「日経株価指数300の現物化」を図ろうとしたものであり、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所

売買単位は1,000口以上1,000口単位です。

手数料は申込みの販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

日経株価指数300に高位に連動するという目的の支障とならないようにするために、追加設定を同指数のポートフォリオを組成するために必要な金額以上の場合に限定するものです。

一定口数以上の受益権を有される投資家は、それに相当する信託財産中の300銘柄の現物株式ポートフォリオと交換することができます。

基準価額と金融商品取引所での時価との間に乖離が生じたときに、合理的な裁定が入り、そうした乖離が収斂することにより、金融商品取引所での円滑な価格形成が行なわれることを期待するものです。

税制上の取扱い、原則として株式と同様の取扱となります。

収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

ファンドは、以下のような方針に基づいて運用します。

投資対象有価証券は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみとします。

- ・ 同指数採用銘柄すべてを最小売買単位以上組入れます。
- ・ 個別銘柄の組入れ比率は、同指数の計算方法に基づいて決定します。

設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

次の場合には、個別銘柄の組入比率の調整を行ないます。

- ・ 同指数採用銘柄に異動があった場合
- ・ 同指数の採用銘柄に増資などが行なわれたことによって同指数が調整された場合
- ・ 同指数の計算方法が変更された場合
- ・ ファンドにおける追加設定、交換が行なわれた場合

なお、調整の過程で現金が発生した場合には、個別銘柄に投資するまでの間、コールなどによって運用する場合があります。

信託財産の保有する株式から発生した受取配当金は、コールなどのみによって運用し、株式に再投資することはありません。

< 商品分類 >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単 位 型	国 内	株 式	MMF	インデックス型
	海 外	債 券	MR F	
		不動産投信		
		その他資産 ()		
追 加 型	内 外	資産複合	ETF	特 殊 型

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
株式	年1回	グローバル	
一般			
大型株	年2回		
中小型株	年4回	日本	日経225
債券		北米	
一般	年6回		
公債	(隔月)	欧州	
社債			
その他債券	年12回	アジア	T O P I X
クレジット属性	(毎月)		
()		オセアニア	
	日々		
不動産投信		中南米	
	その他		その他
その他資産	()	アフリカ	(日経株価指数300)
()			
資産複合		中近東	
()		(中東)	
資産配分固定型			
資産配分変更型		エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

< 商品分類表定義 >

「単位型投信・追加型投信の区分」

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファ

ンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分表定義 >

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合

わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

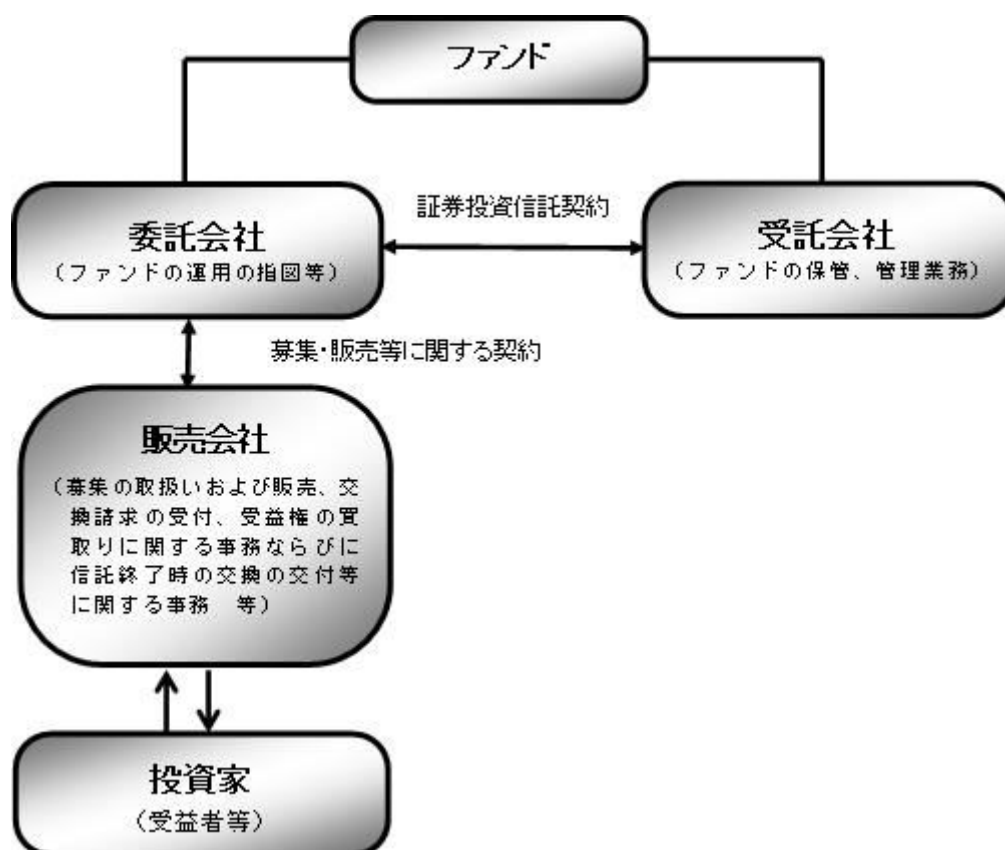
〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

1995年4月12日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
1995年5月29日	受益証券を東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、京都証券取引所、広島証券取引所、福岡証券取引所、新潟証券取引所および札幌証券取引所に上場
2013年7月16日	取引所の統合により大阪証券取引所への上場が廃止
2020年9月30日	「日経300株価指数連動型上場投資信託」から「NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信」へ名称変更

（３）【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)

■ 委託会社の概況(2025年8月末現在) ■

・ 名称

野村アセットマネジメント株式会社

・ 資本金の額

17,180百万円

・ 会社の沿革

1959年12月 1 日

野村證券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月 1 日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村

アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月 1 日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

次の場合には、上記の基本方針に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア 日経株価指数300の計算方法が変更された場合

イ 日経株価指数300が、その採用されている銘柄の入替えまたは資本異動等日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合

（２）【投資対象】

この信託は、日経株価指数300に採用されている銘柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を日経株価指数300における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率に維持することを目的とした運用を行ない、日経株価指数300に連動する投資成果を目指します。

追加設定時には、設定後の信託財産が上記の基本方針に沿うよう、個別銘柄の株式を取得し、信託財産を組成します。

なお、設定の際、信託財産のポートフォリオを組成するまでの間に、日経株価指数300先物取引を利用する場合があります。

有価証券の指図範囲(約款第23条第1項)

委託者は、信託金を、株式に投資することを指図します。

金融商品および先物取引の指図範囲(約款第23条第2項)

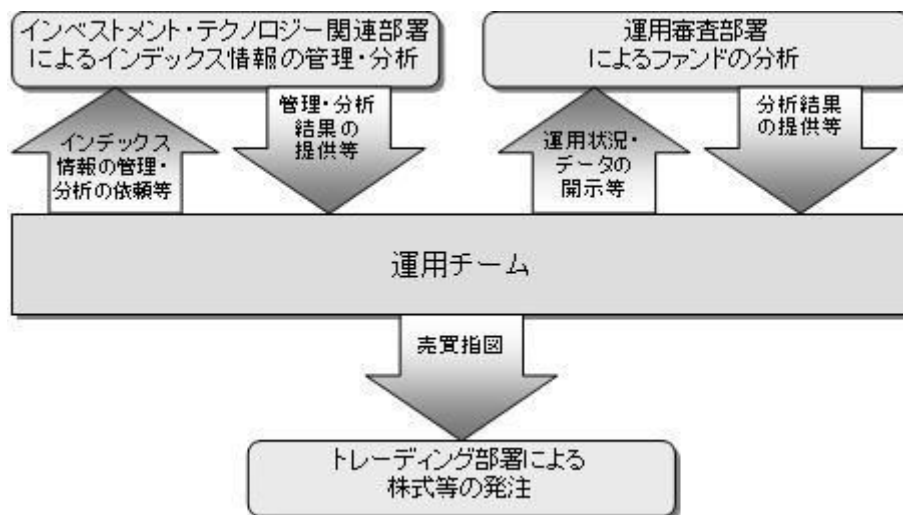
委託者は、信託金を、上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、次のものへの運用を指図することができます。なお、第5号については投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（信託法（平成18年法律第108号）に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

- 5 日経株価指数300を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもの
のうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

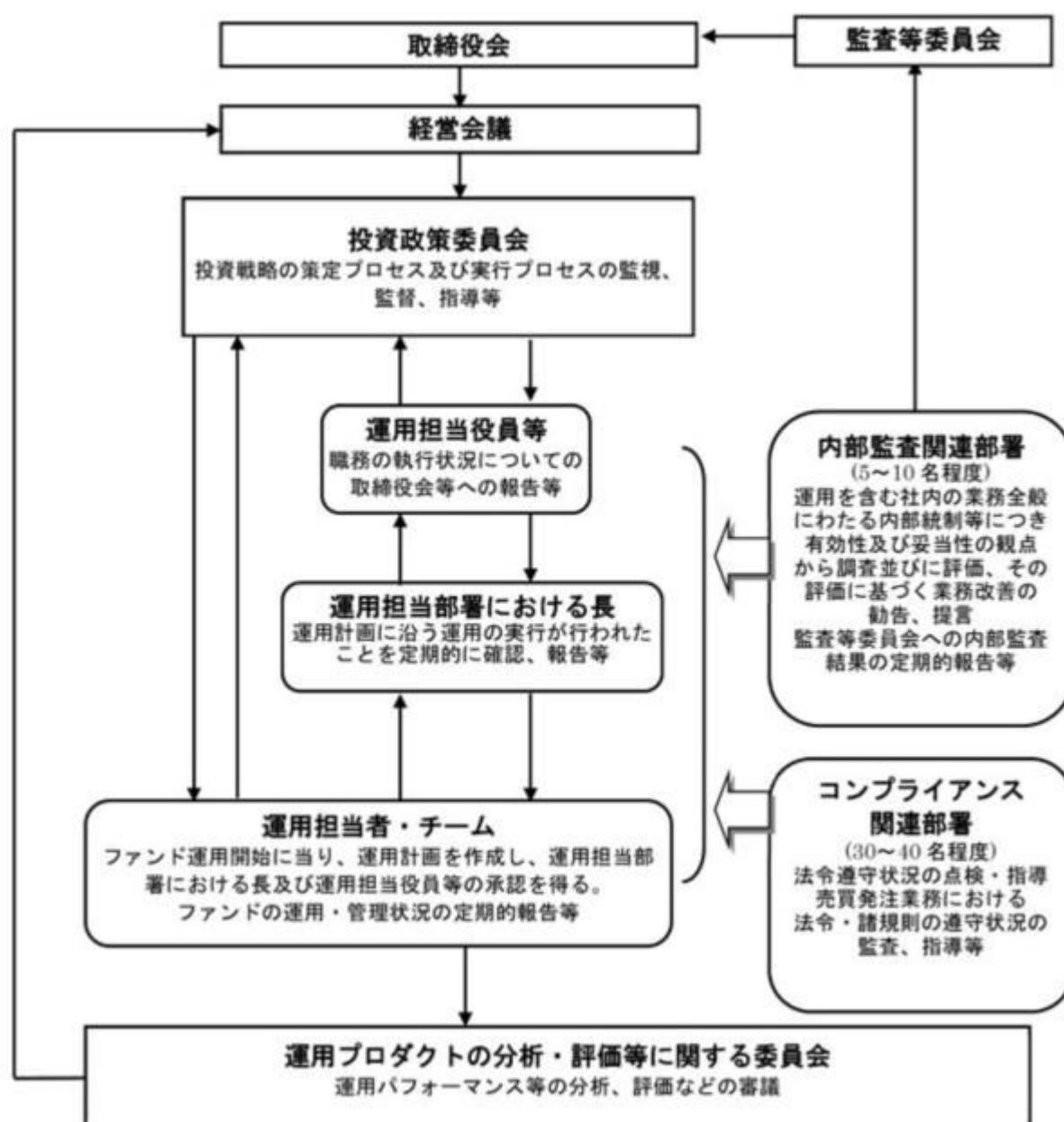
（３）【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配できない場合もあります。なお、売買益が生じて、分配は行ないません。

信託財産から生ずる配当等収益と前期から繰越した分配準備積立金は、毎計算期末において経費を控除し、前期から繰越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配します。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積立て、次期以降の分配に充てることができます。なお、経費および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰越します。

毎計算期末に信託財産から生じた第1号に掲げる利益の合計額は、第2号に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰越します。

- 1 有価証券売買益、先物取引等取引益、追加信託差益金、交換(解約)差益金
- 2 有価証券売買損、先物取引等取引損、追加信託差損金、交換(解約)差損金

* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

株式への投資割合(約款第24条第1項第5号)

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資する株式の範囲(約款第24条第1項第4号)

委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している銘柄のうち、日経株価指数300に採用されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

株式の貸付の指図および範囲(約款第26条)

- () 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記()に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- () 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないこととします。
- () 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

日経株価指数300を対象とした株価指数先物取引については投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的で行ないます。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。(約款第24条第1項第6号)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(約款第24条第1項第7号)

同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の()の数が()の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- () 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- () 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

[株価変動リスク]

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

対象株価指数と基準価額の主な乖離要因

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

同指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと

信託財産の構成時および同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること

ポートフォリオを構築するまでの間、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること

先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること

信託報酬等のコスト負担があること

対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。

資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。

ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。

ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

委託会社におけるリスクマネジメント体制

リスク管理関連の委員会

パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

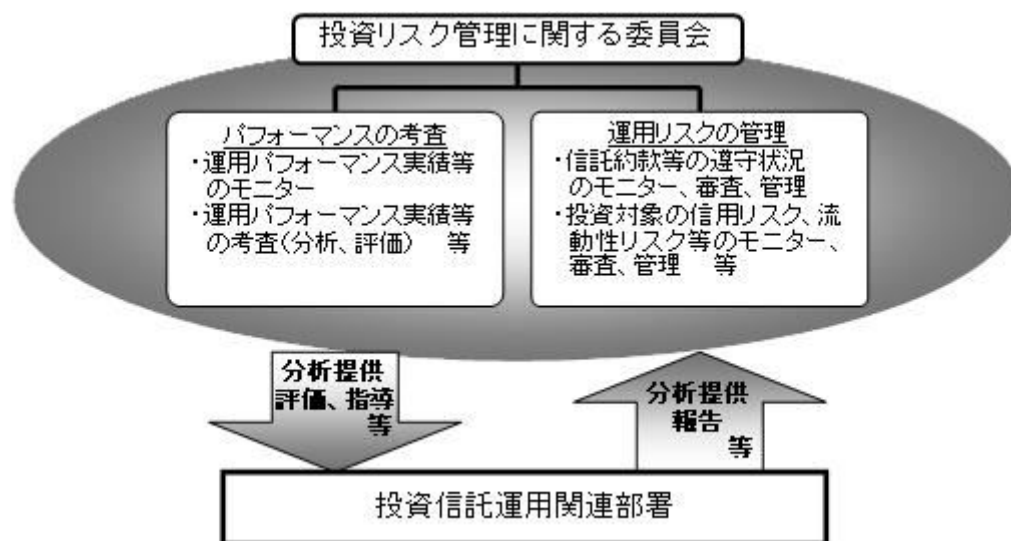
運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



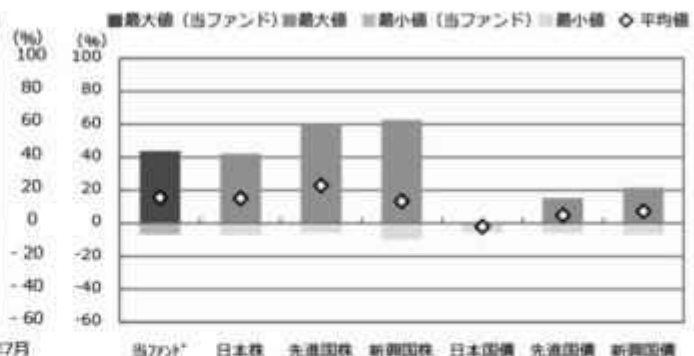
投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2020年8月末～2025年7月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（％）	43.8	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値（％）	△ 6.9	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値（％）	15.6	15.2	22.9	13.4	△ 2.1	4.8	7.3

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年8月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とおよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を兼ねてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保証または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSC、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込日の販売基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額(基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。))に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。)に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

また、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

受益権の買取りは、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (c)受益権の買取り(買取請求制)の第1号、第2号」に該当する場合に限られます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、により計算した額ににより計算した額を加えた額とします。ただし、により計算した額(税抜)に、により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の1口あたりの元本額に受益権口数を乗じて得た金額（元本総額）に年0.52%の率を乗じて得た額から下記「(4)その他の手数料等」のファンドの上場に係る費用および対象株価指数の商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）のうち受益者負担とした額を控除した額を超えないものとします。

日々のファンドの元本総額に年0.572%（税抜年0.52%）以内の信託報酬率を乗じて得た額。

信託報酬率の配分はファンドの元本総額に応じて下記の通りとします。

ファンドの元本総額	2500億円以下の部分	2500億円超 5000億円以下の部分	5000億円超 1兆円以下の部分	1兆円超の部分
信託報酬率	年0.5555% （税抜 年0.505%）	年0.4455% （税抜 年0.405%）	年0.4015% （税抜 年0.365%）	年0.3795% （税抜 年0.345%）
支払先の配分（税抜）および役務の内容				
< 委託会社 > ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.405%	年0.305%	年0.265%	年0.245%

＜受託会社＞ ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.10%	年0.10%	年0.10%
---	--------	--------	--------	--------

* 上記は、2025年9月24日現在の信託報酬率およびその配分です。

(注) 上記にかかわらず、第10計算期間までの計算期間の時効前の収益分配金の支払いについて、販売会社が受ける報酬は、当該ファンドにつき、委託会社が受ける報酬から支弁するものとし、1口当たり元本に分配金の取扱に相当する口数を乗じた金額に対して、年0.1%の率を乗じて得た額とします。

株式の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の44%（税抜40%）以内の額。

その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

（４）【その他の手数料等】

ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および「商標使用料」ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者が負担します。

対象株価指数に係る商標使用料（2025年9月24日現在）

ありません。

ファンドの上場に係る費用（2025年9月24日現在）

・追加上場料（上場手数料）：追加上場時の受益権1口につき、一定の額。

・年間上場料（年賦課金）：平均上場受益権口数に対して、各金融商品取引所が定める率に基づいて算出される額。

なお、ファンドの上場に係る費用の合計はファンドの元本総額に対して最大で年0.0165%（税抜年0.015%）とします。

ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。

監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

販売基準価額は、取得申込日の基準価額に100.1%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。

これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

● 受益権の売却時

売却時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

● 収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用があります。

● 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

損益通算について

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りま。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

● 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

● 収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

● 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容(2025年7月末現在)が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	3,005,288,160	99.75
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	7,440,569	0.24
合計（純資産総額）		3,012,728,729	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	60,800	2,473.50	150,388,800	2,696.50	163,947,200	5.44
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	46,400	1,972.50	91,524,000	2,110.50	97,927,200	3.25
3	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	23,700	3,607.00	85,485,900	3,682.00	87,263,400	2.89
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	17,600	4,115.00	72,424,000	4,697.00	82,667,200	2.74
5	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	5,700	10,740.00	61,218,000	11,810.00	67,317,000	2.23
6	日本	株式	任天堂	その他製品	5,000	12,680.00	63,400,000	12,690.00	63,450,000	2.10
7	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	15,000	3,595.00	53,925,000	3,855.00	57,825,000	1.91
8	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	1,200	46,740.00	56,088,000	46,380.00	55,656,000	1.84
9	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	6,000	8,379.00	50,274,000	9,052.00	54,312,000	1.80
10	日本	株式	キーエンス	電気機器	900	55,480.00	49,932,000	55,200.00	49,680,000	1.64
11	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1,800	26,760.00	48,168,000	27,330.00	49,194,000	1.63
12	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	6,100	7,590.00	46,299,000	7,933.00	48,391,300	1.60
13	日本	株式	中外製薬	医薬品	6,500	6,859.00	44,583,500	7,360.00	47,840,000	1.58
14	日本	株式	三菱重工業	機械	13,000	3,250.00	42,250,000	3,630.00	47,190,000	1.56
15	日本	株式	三菱商事	卸売業	15,500	2,873.00	44,531,500	2,988.00	46,314,000	1.53
16	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	7,400	5,697.00	42,157,800	6,124.00	45,317,600	1.50
17	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	9,700	4,003.00	38,829,100	4,482.00	43,475,400	1.44
18	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	184,000	217.60	40,038,400	218.60	40,222,400	1.33
19	日本	株式	K D D I	情報・通信業	16,100	2,433.50	39,179,350	2,485.50	40,016,550	1.32
20	日本	株式	N T T	情報・通信業	236,200	152.60	36,044,120	152.70	36,067,740	1.19
21	日本	株式	三井物産	卸売業	11,200	3,018.00	33,801,600	3,100.00	34,720,000	1.15
22	日本	株式	信越化学工業	化学	7,600	4,650.00	35,340,000	4,395.00	33,402,000	1.10

23	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	20,300	1,484.50	30,135,350	1,569.00	31,850,700	1.05
24	日本	株式	第一三共	医薬品	7,300	3,210.00	23,433,000	3,720.00	27,156,000	0.90
25	日本	株式	三菱電機	電気機器	8,100	3,096.00	25,077,600	3,342.00	27,070,200	0.89
26	日本	株式	富士通	電気機器	8,000	3,258.00	26,064,000	3,305.00	26,440,000	0.87
27	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	6,100	4,336.00	26,449,600	4,200.00	25,620,000	0.85
28	日本	株式	H O Y A	精密機器	1,300	17,780.00	23,114,000	19,180.00	24,934,000	0.82
29	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	13,800	1,586.50	21,893,700	1,695.00	23,391,000	0.77
30	日本	株式	日本電気	電気機器	5,300	3,866.00	20,489,800	4,399.00	23,314,700	0.77

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.08
		鉱業	0.34
		建設業	2.19
		食料品	2.89
		繊維製品	0.29
		パルプ・紙	0.15
		化学	4.51
		医薬品	4.83
		石油・石炭製品	0.43
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.67
		鉄鋼	0.66
		非鉄金属	1.10
		金属製品	0.30
		機械	5.42
		電気機器	15.50
		輸送用機器	8.46
		精密機器	1.76
		その他製品	3.38
		電気・ガス業	1.12
		陸運業	2.12
		海運業	0.71
		空運業	0.34
		倉庫・運輸関連業	0.19
		情報・通信業	9.65
		卸売業	6.59
		小売業	5.11
		銀行業	8.78
		証券、商品先物取引業	0.84
		保険業	3.27
		その他金融業	1.04
		不動産業	1.85
		サービス業	4.33

合 計	99.75
-----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2025年7月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第22計算期間	(2016年 7月10日)	8,317	8,509	240.1700	245.7000
第23計算期間	(2017年 7月10日)	10,949	11,126	316.1800	321.2900
第24計算期間	(2018年 7月10日)	10,123	10,313	334.1800	340.4300
第25計算期間	(2019年 7月10日)	9,536	9,739	314.7800	321.4900
第26計算期間	(2020年 7月10日)	2,534	2,722	298.7200	320.8500
第27計算期間	(2021年 7月10日)	2,817	2,867	374.1600	380.7300
第28計算期間	(2022年 7月10日)	2,808	2,868	372.9000	380.8500
第29計算期間	(2023年 7月10日)	3,328	3,393	441.9500	450.6500
第30計算期間	(2024年 7月10日)	4,385	4,459	582.3200	592.1300
第31計算期間	(2025年 7月10日)	2,875	2,957	556.0500	571.9900
	2024年 7月末日	4,196	—	557.2600	—
	8月末日	4,084	—	542.3900	—
	9月末日	4,024	—	534.3100	—
	10月末日	4,104	—	544.9500	—
	11月末日	3,567	—	541.4100	—
	12月末日	3,723	—	565.0800	—
	2025年 1月末日	3,721	—	564.7000	—
	2月末日	3,573	—	542.1800	—
	3月末日	3,571	—	541.8800	—
	4月末日	3,617	—	548.8500	—
	5月末日	3,787	—	574.7600	—
	6月末日	3,014	—	582.9400	—
	7月末日	3,012	—	582.6200	—

(上場金融商品取引所取引価格)

(当日終値、一口当たり円)

計算期間		金融商品取引所			
		東京	名古屋	福岡	札幌
第22計算期間	(2016年 7月10日)	199	—	—	—
第23計算期間	(2017年 7月10日)	298	—	—	—
第24計算期間	(2018年 7月10日)	332	—	—	—
第25計算期間	(2019年 7月10日)	311	—	—	—
第26計算期間	(2020年 7月10日)	—	—	—	—
第27計算期間	(2021年 7月10日)	369	—	—	—
第28計算期間	(2022年 7月10日)	345.1	—	—	—

第29計算期間	(2023年 7月10日)	370.8	—	—	—
第30計算期間	(2024年 7月10日)	495	—	—	—
第31計算期間	(2025年 7月10日)	—	—	—	—
	2024年 7月末日	471.1	—	—	—
	8月末日	470.1	—	—	—
	9月末日	475	—	—	—
	10月末日	540	—	—	—
	11月末日	—	—	—	—
	12月末日	—	—	—	—
	2025年 1月末日	—	—	—	—
	2月末日	520	—	—	—
	3月末日	—	—	—	—
	4月末日	544	—	—	—
	5月末日	—	—	—	—
	6月末日	563.1	—	—	—
	7月末日	—	—	—	—

決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	5.5340円
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	5.1120円
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	6.2510円
第25計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	6.7130円
第26計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	22.1290円
第27計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月10日	6.5710円
第28計算期間	2021年 7月11日～2022年 7月10日	7.9480円
第29計算期間	2022年 7月11日～2023年 7月10日	8.6930円
第30計算期間	2023年 7月11日～2024年 7月10日	9.8130円
第31計算期間	2024年 7月11日～2025年 7月10日	15.9450円

【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	22.7%
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	33.8%
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	7.7%
第25計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	3.8%
第26計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	1.9%
第27計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月10日	27.5%
第28計算期間	2021年 7月11日～2022年 7月10日	1.8%
第29計算期間	2022年 7月11日～2023年 7月10日	20.9%
第30計算期間	2023年 7月11日～2024年 7月10日	34.0%
第31計算期間	2024年 7月11日～2025年 7月10日	1.8%

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第22計算期間	2015年 7月11日～2016年 7月10日	—	11,902,818	34,632,179
第23計算期間	2016年 7月11日～2017年 7月10日	—	—	34,632,179
第24計算期間	2017年 7月11日～2018年 7月10日	3,600,000	7,937,386	30,294,793
第25計算期間	2018年 7月11日～2019年 7月10日	—	—	30,294,793
第26計算期間	2019年 7月11日～2020年 7月10日	1,900,000	23,709,137	8,485,656
第27計算期間	2020年 7月11日～2021年 7月10日	3,000,000	3,954,386	7,531,270
第28計算期間	2021年 7月11日～2022年 7月10日	—	—	7,531,270
第29計算期間	2022年 7月11日～2023年 7月10日	—	—	7,531,270
第30計算期間	2023年 7月11日～2024年 7月10日	—	—	7,531,270
第31計算期間	2024年 7月11日～2025年 7月10日	5,500,000	7,860,230	5,171,040

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

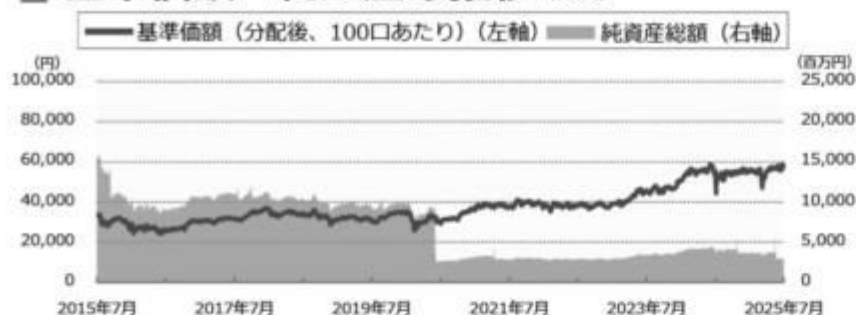
解約口数は交換口数を表示しております。

参考情報



運用実績（2025年7月31日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次）



■ 分配の推移

（100口あたり、課税前）

2025年7月	1,594.50 円
2024年7月	981.30 円
2023年7月	869.30 円
2022年7月	794.80 円
2021年7月	657.10 円
設定来累計	13,329.70 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	トヨタ自動車	輸送用機器	5.4
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.3
3	ソニーグループ	電気機器	2.9
4	日立製作所	電気機器	2.7
5	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.2
6	任天堂	その他製品	2.1
7	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.9
8	ファーストリテイリング	小売業	1.8
9	リクルートホールディングス	サービス業	1.8
10	キーエンス	電気機器	1.6

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、取得申込日の正午までに委託者に追加設定の連絡をして受理されたものを当日の申込みとします。

なお、委託者は、次の各号の期日および期間については、原則として、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

- 1 日経300指数の銘柄入替え実施日の営業日から起算して5営業日以内(通常は10月上旬)
- 1の2 300指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の300指数への採用日の前営業日までの期間
- 2 ファンドの計算期間終了日(毎年7月10日)の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。))の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内)
- 3 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間(第3号に掲げるものを除く。)については、受益権の取得申込を受付ける場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は100万口以上10万口単位とします。

* 交換単位は400万口以上10万口単位となりますのでご注意ください。

受益権の販売価額は、取得申込日の販売基準価額(取得申込日の基準価額に100.1%の率を乗じて得た額)とします。

金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(取得申込日の販売基準価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額に申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託者は、追加信託金を受入れた場合には、振替機関に対し追加信託が行われた旨を通知するものとします。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

2【換金（解約）手続等】

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行を請求することができません。

(b) 受益権と信託財産に属する株式との交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、交換の請求を委託者が受付けた日の前営業日（「交換申込日」）に、一定口数以上の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（以下「交換」といいます。）を請求することができます。なお、交換申込日の正午までに委託者に交換の連絡をして受理されたものを、交換の申込みとして取扱います。

委託者は、次の各号の期日または期間については、原則として、交換請求の受付を停止します。

- 1 日経300指数構成銘柄の配当落日および権利落日の前営業日
- 2 日経300指数の銘柄入替え実施日の前営業日から起算して6営業日以内（通常は10月上旬）
- 2の2 300指数構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日の前営業日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の300指数への採用日の前営業日までの期間
- 3 ファンドの計算期間終了日（毎年7月10日）の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
- 4 前各号のほか、委託者が、運用の基本方針にそった運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

なお、上記各号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第4号に掲げるものを除く。）については、交換請求の受け付けを行なう場合があります。

なお、交換請求の受け付けを停止したときは、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

交換の単位は400万口以上10万口単位とします。交換の単位は、信託財産に属するすべての銘柄の株式につき、金融商品取引所が定める一売買単位（以下「取引所売買単位」といいます。）以上の株数と交換するために必要な口数を基礎として、委託者が定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。なお、将来において日経300指数の変動（値上がり）などにより、基準とする口数は変更されることがあります。

交換の価額は、交換請求申込日の翌営業日の基準価額とします。

販売会社は、受益者が交換を行なうとき、当該受益者から、交付する個別銘柄の株式につき、個別時価総額（基準価額の計算日における個別銘柄の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額。）に交付する株数を乗じて得た金額をいいます。）に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で交換の請求の受け付けを停止すること、および既に受け付けた交換請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、交換請求の受け付けが中止された場合には、受益者は、当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受け付けたものとします。

（注）販売会社は、振替機関の定める方法により、振替受益権の抹消に係る手続きを行なうものとします。当該抹消に係る手続きおよび交換株式に係る振替請求が行なわれた後に、振替機関は、当該交換に係る受益権の口数と同口数の振替受益権を抹消するものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。委託者は、交換請求受付日の翌営業日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権を失効したものととして取扱うこととし、受託者は、委託者の交換の指図に基づいて、交換にかかる振替受益権については、振替口座簿における抹消の手続きおよび交換株式の振替日における抹消の確認をもって、当該振替受益権を受け入れ抹消したものととして取り扱います。

交換の請求を行なう受益者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合に信託財産が買取る受益権を含みます。

受益証券をお手許で保有されている方は、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

（交換でお渡しする株数の計算）

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換の請求を委託者が受付けた日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

交換申込日の翌営業日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。

上記の概算株式時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。

上記株数を金融商品取引所での1売買単位の整数倍に調整します。

この場合、計算された株数が金融商品取引所における最小売買単位に満たない銘柄については、お渡しする株数（交換株数）を1売買単位に切り上げます。また、計算された株数が1売買単位以上になっている銘柄の売買単位未満の端数部分は四捨五入します。

上記で求めた各銘柄の株数に時価を乗じた時価総額の合計が、概算株式時価総額以下となる場合は、当該株数を各銘柄の交換株数とします。また、上記で求めた各銘柄の株数に時価を乗じた時価総額の合計が、概算株式時価総額を上回っている場合は、当該概算株式時価総額以下となるまで、以下の(1)から(2)の手順を繰り返すことにより株数を減らしていき、300銘柄の各交換株数を確定します。

(1)四捨五入で繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の時価」）が大きい銘柄から順に1売買単位株数ずつ株数を減らします。

(2)四捨五入で繰り下げた金額（「繰り下げた株数×当該銘柄の時価」）が小さい銘柄から順に1売買単位株数ずつ株数を減らします。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

（交換する受益権口数の確定）

委託者は、受益者が最小交換口数以上の振替受益権を委託者に提示して交換の請求を行ない、その請求を受付けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。

委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、委託者は、当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数の受益権を買取することを指図します。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求の受付日の翌営業日の寄付き時以降、成行きの方法によって当該株式を売却した額（売却に伴う売買委託手数料等を控除した後の金額）とします。

なお、交換の請求を行なう受益者が、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、当該交換の請求を受益者から取次ぐ第一種金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者が日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該第一種金融商品取引業者が自己勘定で交換を行なうときを含むものとします。）は、交換の請求を行なう際に委託者にその旨を書面をもって通知するものとします。当該通知が交換の請求の際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ第一種金融商品取引業者がその責を負うものとします。

（交換による株式の交付等）

受託者は、販売会社による振替受益権の抹消に係る手続きが行なわれたことを確認したときには、委託者の指図に従い、振替機関の定める方法により信託財産に属する交換株式に係る振替請求を行なうものとします。受益者への交換株式の交付に際しては、原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等が受取った受益権については、個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

（c）受益権の買取り（買取請求制）

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額となります。

販売会社は、受益権の買取りを行なうときは、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、委託者と協議のうえ、受益権の買取りを中止すること、および既に受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして、当該日の基準価額とします。

上記(a)、(b)及び(c)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法 >

基準価額とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した100口当たり金額をいいます。

純資産総額とは、資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た金額の合計額をいいます。

信託財産に属する株式(交換の実行に係る株式で、受益者に対し未交付のもの(株式の振替制度移行後においては、振替機関等の受益者の口座に未振替のものとしします。)を除く)の時価評価は、原則として、金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額)により評価するものとしします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

< 追加信託金について >

()追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に100.1%の率を乗じて得た価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額としします。

()追加信託金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

< 受益権と株式の交換の計理処理 >

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限としします(1995年4月12日設定)。

（４）【計算期間】

毎年７月11日から翌年７月10日までとします。

なお、最終計算期間の終了日は、この信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が1,200万口を下回ることとなった場合、または、この信託契約を終了することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったときもしくは日経株価指数300が廃止されたときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （ ）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記「（a）ファンドの繰上償還条項」の信託契約の解約をしません。
- （ ）委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）から（ ）までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（ ）の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- （ ）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（c）信託約款の変更

- （ ）委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託者は、上記（ ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- （ ）上記（ ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- （ ）上記（ ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記（ ）の信託約款の変更をしません。

()委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

()委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記()から()までの規定にしたがいます。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」()または「(c)信託約款の変更」()に規定する公告または書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益証券について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益証券は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

()信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

()上記()ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

()信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

()動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 株式の売却の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。ただし、株式の配当金については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2)投資対象 金融商品および先物取引の指図範囲」に定める第1号から第4号までの金融商品による運用に限るものとします。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の登録取消等に伴う取扱い

委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託約款に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命令したときは、この信託は、上記「(c)信託約款の変更()」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(l) 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

また、委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(m) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c)信託約款の変更」にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(n) 受益権の分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(o) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権および名義登録

(a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が計算

期間終了日現在における振替制度移行後も受益証券を保有している所有者と異なる場合であっても、受託者は、当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。^{*}

受益者は、原則として、上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限る。以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、毎計算期間の末日の翌日から30日間停止します。この場合、委託者は、予め公告を行なうものとします。ただし、社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは原則として以下の通りとし、この信託の受益権の全てが振替受益権である場合には、原則として上記の公告を行ないません。

- （ ） 当該受益権は、上記当該会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- （ ） 当該会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者から申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。^{*}
- （ ） 当該会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記（ ）の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

^{*} 2016年1月1日以後に行なう受託者への登録について適用し、同日前に行なった受託者への登録については、なお従前の例によるものとします。

2016年1月1日前に受託者への氏名または名称および住所の登録を行なった者は、同日から3年を経過した日以後最初に到来する計算期間の終了する日（同日において個人番号または法人番号を有しない者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定により同日以後に個人番号または法人番号が初めて通知された日から一月を経過する日とします。）までに、受託者に個人番号または法人番号の登録を行なうものとします。

この信託契約締結当初および2008年1月4日前の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで受益証券を交付し、2008年1月4日以降の追加信託時の受益者については、上記の登録を行なったうえで振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、受益者が登録の際にあらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者があらかじめ預金口座を指定していない場合は、当該名義登録受益者に対する収益分配金の支払いの開始が遅れる場合がありますので、ご留意ください。

また、上記の方式のほか、名義登録受益者が当該会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、収益分配金は当該契約にしたがい支払われるものとします。

詳しくは、当該会員にお問い合わせください。

上記にかかわらず、第10計算期間までの各計算期間に係る収益分配金の時効前の収益分配金の支

払いにつき、当該各計算期間における名義登録受益者に交付された収益分配金交付書兼領収書と引き換えに行なう収益分配金の支払いは、販売会社が収益分配金交付書兼領収書を受付けた後、受託者において名義登録受益者の確認を行なったうえ、原則として、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において支払うものとします。

(b) 受託者は、委託者または販売会社(委託者を除く)が収益分配金を支払った場合、委託者または販売会社が呈示した受益者へ支払済み収益分配金交付書兼領収書と引換えに委託者または当該販売会社に収益分配金を交付します。

受託者は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者が指定する販売会社(委託者を除く)または委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者に帰属するものとします。

信託終了時の交換等

委託者は、この信託が終了するときは、委託者が別に定める1,200万口以上の受益権を有する受益者に対しては、信託終了日の4営業日前の日における当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座等に記載または記録されている振替受益権または当該受益権を表示する受益証券と引換えに交換するものとします。

ただし、日経株価指数300構成銘柄である株式の発行会社等である受益者が交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取ることを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の3営業日前の寄付き以降成行きの方法によって当該株式を売却した額(売却に伴う売買委託手数料および有価証券取引税等を控除した後の金額)とします。

交換は、委託者または販売会社(委託者を除く)の営業所において行なうものとします。

受益者が取得する個別銘柄の株数は、信託終了日の4営業日前の日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍とします。なお、銘柄毎の交換株数の計算方法は、「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等 (b) 受益権と信託財産に属する株式との交換」に記載されている交換で渡す株数の計算に準じて行ないます。

販売会社は、受益者に交換を行なうとき、当該受益者から、受益者が取得する個別銘柄の株式につき、個別時価総額(信託終了日における個別銘柄の金融商品取引所の終値(終値のないものについてはそれに準ずる価額。))に交換する株数を乗じて得た金額をいいます。))に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。委託者は、信託終了日の3営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権および交換によって信託財産が取得した受益証券により表示された受益権(各受益権について信託財産が買取った受益権を含みます。)を失効したものとして取扱うこととし、受託者は、当該受益権にかかる振替受益権が交換株式の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。上記にかかわらず、次の場合には信託終了日の基準価額をもとに金銭をもって返還するものとします。

- 1 信託終了時の交換において、受益者の有する口数から株式の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権または受益証券
- 2 1,200万口に満たない振替受益権または受益証券(取引所売買単位未満の振替受益権または受益証券を含みます。)

販売会社は、受益者に返還を行なうとき、当該受益者から、基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴するものとします。

株式の交換は、振替受益権については原則として受託者が交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを確認した日の翌営業日から行ない、また、受益証券については交換する受益証券が受託者に提供されたことが確認された日から起算して2営業日目から行ないます。

信託財産が買取った受益権については、個別時価総額が確定した日から3営業日目に金銭の交付を行ないます。

金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において信託財産における交換の計上が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対する金銭をもってする返還は、信託終了日後40日以内の委託者の指定する日から販売会社の営業所において、受益証券と引換えに行ないます。

受益者が、株式の交換および金銭の返還について、交換開始日から10年間その交換の請求をしないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間(2024年7月11日から2025年7月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第30期 (2024年 7月10日現在)	第31期 (2025年 7月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	81,435,533	89,065,603
株式	4,378,259,590	2,867,722,950
未収配当金	4,835,625	5,332,950
未収利息	187	1,191
流動資産合計	4,464,530,935	2,962,122,694
資産合計	4,464,530,935	2,962,122,694
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	73,904,352	82,452,232
未払受託者報酬	996,968	851,829
未払委託者報酬	4,037,542	3,450,049
その他未払費用	19,869	17,010
流動負債合計	78,958,731	86,771,120
負債合計	78,958,731	86,771,120
純資産の部		
元本等		
元本	1,822,567,340	1,251,391,680
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,563,004,864	1,623,959,894
（分配準備積立金）	1,042	2,226
元本等合計	4,385,572,204	2,875,351,574
純資産合計	4,385,572,204	2,875,351,574
負債純資産合計	4,464,530,935	2,962,122,694

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日	第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日
営業収益		
受取配当金	84,339,087	91,771,966
受取利息	12,294	205,798
有価証券売買等損益	1,057,097,495	187,852,094
その他収益	16,698	6,503
営業収益合計	1,141,465,574	95,867,827
営業費用		
支払利息	4,315	-
受託者報酬	2,004,892	1,834,488
委託者報酬	8,119,452	7,429,726
その他費用	340,805	266,637
営業費用合計	10,469,464	9,530,851
営業利益又は営業損失（ ）	1,130,996,110	105,398,678
経常利益又は経常損失（ ）	1,130,996,110	105,398,678
当期純利益又は当期純損失（ ）	1,130,996,110	105,398,678
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,505,913,106	2,563,004,864
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,734,855,000
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,734,855,000
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,486,049,060
当期一部交換に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,486,049,060
分配金	73,904,352	82,452,232
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,563,004,864	1,623,959,894

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年 7月11日から2025年 7月10日までとなっております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）
該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

第30期 2024年 7月10日現在	第31期 2025年 7月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 7,531,270口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 5,171,040口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 582.32円 (100口当たり純資産額) (58,232円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 556.05円 (100口当たり純資産額) (55,605円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日			第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	84,363,764円	当期配当等収益額	A	91,984,267円
分配準備積立金	B	6,779円	分配準備積立金	B	1,042円
配当等収益合計額	C=A+B	84,370,543円	配当等収益合計額	C=A+B	91,985,309円
経費	D	10,465,149円	経費	D	9,530,851円
収益分配可能額	E=C-D	73,905,394円	収益分配可能額	E=C-D	82,454,458円
収益分配金	F	73,904,352円	収益分配金	F	82,452,232円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	1,042円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	2,226円
口数	H	7,531,270口	口数	H	5,171,040口
100口当たり分配金	I=F/H×100	981円30 銭	100口当たり分配金	I=F/H×100	1,594円50 銭

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日	第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの審査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

同左

(2)金融商品の時価等に関する事項

第30期 2024年 7月10日現在	第31期 2025年 7月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左
2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日	第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日	第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日
期首元本額 1,822,567,340円	期首元本額 1,822,567,340円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 1,331,000,000円
期中一部交換元本額 0円	期中一部交換元本額 1,902,175,660円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第30期 自 2023年 7月11日 至 2024年 7月10日	第31期 自 2024年 7月11日 至 2025年 7月10日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,042,673,427	37,212,467
合計	1,042,673,427	37,212,467

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年7月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	ニッセイ	1,200	863.30	1,035,960	
		マルハニチロ	200	3,024.00	604,800	
		サカタのタネ	200	3,485.00	697,000	
		ホクト	100	1,792.00	179,200	
		I N P E X	4,800	2,073.50	9,952,800	

コムシスホールディングス	500	3,407.00	1,703,500	
大成建設	700	8,585.00	6,009,500	
大林組	2,800	2,159.00	6,045,200	
清水建設	2,800	1,634.50	4,576,600	
長谷工コーポレーション	1,200	2,210.00	2,652,000	
鹿島建設	2,000	3,766.00	7,532,000	
西松建設	200	4,854.00	970,800	
奥村組	100	4,380.00	438,000	
戸田建設	1,200	957.40	1,148,880	
住友林業	2,400	1,460.00	3,504,000	
大和ハウス工業	2,500	4,929.00	12,322,500	
積水ハウス	2,600	3,172.00	8,247,200	
関電工	800	3,387.00	2,709,600	
九電工	300	6,245.00	1,873,500	
日揮ホールディングス	1,000	1,252.00	1,252,000	
高砂熱学工業	300	7,179.00	2,153,700	
インフロニア・ホールディングス	1,100	1,242.00	1,366,200	
日清製粉グループ本社	1,100	1,695.00	1,864,500	
山崎製パン	800	3,066.00	2,452,800	
ヤクルト本社	1,300	2,614.50	3,398,850	
明治ホールディングス	1,100	3,094.00	3,403,400	
日本ハム	400	4,876.00	1,950,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	200	4,975.00	995,000	
サッポロホールディングス	300	7,044.00	2,113,200	
アサヒグループホールディングス	5,900	1,855.00	10,944,500	
麒麟ホールディングス	3,500	1,975.50	6,914,250	
宝ホールディングス	800	1,187.00	949,600	
伊藤園	300	3,252.00	975,600	
キッコーマン	3,700	1,283.50	4,748,950	
味の素	3,900	3,950.00	15,405,000	
キュービー	500	3,888.00	1,944,000	
ハウス食品グループ本社	400	2,827.50	1,131,000	
ニチレイ	1,000	1,794.00	1,794,000	
日清食品ホールディングス	1,100	2,897.50	3,187,250	
日本たばこ産業	5,100	4,155.00	21,190,500	
東洋紡	300	932.00	279,600	
帝人	800	1,216.50	973,200	
東レ	6,300	995.30	6,270,390	
ワコールホールディングス	200	4,935.00	987,000	
王子ホールディングス	3,900	753.90	2,940,210	
日本製紙	400	1,061.00	424,400	
大王製紙	700	843.00	590,100	
レンゴー	1,000	843.40	843,400	

クラレ	1,300	1,839.00	2,390,700
旭化成	5,300	1,022.00	5,416,600
住友化学	6,400	360.40	2,306,560
デンカ	300	2,054.50	616,350
信越化学工業	7,600	4,650.00	35,340,000
日本酸素ホールディングス	1,700	5,499.00	9,348,300
日本触媒	600	1,660.50	996,300
カネカ	300	4,018.00	1,205,400
三菱瓦斯化学	800	2,417.00	1,933,600
三井化学	800	3,430.00	2,744,000
東京応化工業	500	4,042.00	2,021,000
三菱ケミカルグループ	5,800	782.10	4,536,180
ダイセル	1,000	1,233.50	1,233,500
積水化学工業	1,700	2,555.00	4,343,500
U B E	400	2,294.50	917,800
花王	1,800	6,566.00	11,818,800
日本ペイントホールディングス	9,100	1,203.00	10,947,300
D I C	400	2,906.00	1,162,400
富士フイルムホールディングス	4,800	2,995.00	14,376,000
資生堂	1,500	2,522.00	3,783,000
ライオン	1,100	1,452.00	1,597,200
日東電工	2,700	2,762.00	7,457,400
ユニ・チャーム	7,200	1,028.50	7,405,200
協和キリン	2,000	2,485.50	4,971,000
武田薬品工業	6,100	4,336.00	26,449,600
アステラス製薬	7,000	1,377.00	9,639,000
塩野義製薬	3,400	2,468.00	8,391,200
中外製薬	6,500	6,859.00	44,583,500
エーザイ	1,100	3,966.00	4,362,600
第一三共	7,300	3,210.00	23,433,000
大塚ホールディングス	2,100	6,600.00	13,860,000
出光興産	5,000	915.00	4,575,000
E N E O Sホールディングス	10,400	729.10	7,582,640
横浜ゴム	600	4,161.00	2,496,600
ブリヂストン	2,700	6,003.00	16,208,100
住友ゴム工業	1,000	1,663.00	1,663,000
A G C	800	4,360.00	3,488,000
日本電気硝子	300	3,556.00	1,066,800
太平洋セメント	500	3,696.00	1,848,000
T O T O	700	3,776.00	2,643,200
日本碍子	1,100	1,824.00	2,006,400
日本特殊陶業	800	4,890.00	3,912,000
M A R U W A	100	42,290.00	4,229,000

日本製鉄	4,100	2,799.50	11,477,950
神戸製鋼所	1,500	1,614.00	2,421,000
J F E ホールディングス	2,500	1,772.50	4,431,250
丸一鋼管	300	3,590.00	1,077,000
日本軽金属ホールディングス	200	1,650.00	330,000
三井金属鉱業	200	5,218.00	1,043,600
三菱マテリアル	500	2,267.00	1,133,500
住友金属鉱山	1,100	3,499.00	3,848,900
D O W A ホールディングス	200	4,800.00	960,000
古河電気工業	300	7,315.00	2,194,500
住友電気工業	3,100	3,213.00	9,960,300
フジクラ	1,100	7,760.00	8,536,000
S U M C O	1,300	1,151.00	1,496,300
東洋製罐グループホールディングス	600	2,905.00	1,743,000
三和ホールディングス	900	4,716.00	4,244,400
L I X I L	1,100	1,728.50	1,901,350
オークマ	300	3,730.00	1,119,000
アマダ	1,300	1,579.00	2,052,700
ディスコ	400	43,010.00	17,204,000
S M C	200	49,560.00	9,912,000
小松製作所	3,700	4,791.00	17,726,700
住友重機械工業	500	3,035.00	1,517,500
日立建機	800	4,283.00	3,426,400
クボタ	4,400	1,614.50	7,103,800
荏原製作所	1,800	2,776.50	4,997,700
ダイキン工業	1,100	18,110.00	19,921,000
栗田工業	400	5,592.00	2,236,800
椿本チエイン	400	1,820.00	728,000
ダイフク	1,500	3,631.00	5,446,500
平和	400	2,032.00	812,800
アマノ	300	4,430.00	1,329,000
セガサミーホールディングス	900	3,102.00	2,791,800
日本精工	1,900	687.50	1,306,250
N T N	2,000	239.80	479,600
ジェイテクト	1,200	1,219.50	1,463,400
不二越	100	3,155.00	315,500
三菱重工業	13,000	3,250.00	42,250,000
I H I	600	14,895.00	8,937,000
コニカミノルタ	1,900	442.80	841,320
ブラザー工業	1,000	2,484.50	2,484,500
ミネベアミツミ	1,600	2,166.00	3,465,600
日立製作所	17,600	4,115.00	72,424,000
三菱電機	8,100	3,096.00	25,077,600

富士電機	600	6,540.00	3,924,000	
ニデック	4,600	2,666.50	12,265,900	
日本電気	5,300	3,866.00	20,489,800	
富士通	8,000	3,258.00	26,064,000	
パナソニック ホールディングス	9,400	1,448.00	13,611,200	
ソニーグループ	23,700	3,607.00	85,485,900	
T D K	7,500	1,616.00	12,120,000	
キーエンス	900	55,480.00	49,932,000	
ファナック	3,800	3,734.00	14,189,200	
京セラ	5,800	1,627.50	9,439,500	
村田製作所	7,600	2,131.00	16,195,600	
キャノン	5,100	4,017.00	20,486,700	
リコー	2,200	1,321.00	2,906,200	
東京エレクトロン	1,800	26,760.00	48,168,000	
豊田自動織機	1,200	16,280.00	19,536,000	
デンソー	11,200	1,951.00	21,851,200	
川崎重工業	600	10,080.00	6,048,000	
日産自動車	14,300	303.00	4,332,900	
トヨタ自動車	60,800	2,473.50	150,388,800	
新明和工業	300	1,677.00	503,100	
本田技研工業	20,300	1,484.50	30,135,350	
シマノ	300	20,260.00	6,078,000	
テルモ	5,700	2,448.50	13,956,450	
島津製作所	1,100	3,416.00	3,757,600	
ニコン	1,300	1,437.00	1,868,100	
オリンパス	4,400	1,676.00	7,374,400	
H O Y A	1,300	17,780.00	23,114,000	
バンダイナムコホールディングス	2,500	4,631.00	11,577,500	
T O P P A Nホールディングス	1,100	3,942.00	4,336,200	
大日本印刷	2,000	2,193.50	4,387,000	
アシックス	2,800	3,720.00	10,416,000	
ヤマハ	1,900	1,008.50	1,916,150	
ビジョン	500	1,697.50	848,750	
リンテック	300	2,933.00	879,900	
任天堂	5,000	12,680.00	63,400,000	
タカラスタンダード	300	2,499.00	749,700	
コクヨ	1,800	878.00	1,580,400	
オカムラ	400	2,273.00	909,200	
東京電力ホールディングス	6,200	519.00	3,217,800	
中部電力	2,900	1,818.50	5,273,650	
関西電力	4,300	1,719.50	7,393,850	
東北電力	1,900	1,045.50	1,986,450	
九州電力	1,800	1,269.50	2,285,100	

東京瓦斯	1,400	4,756.00	6,658,400	
大阪瓦斯	1,500	3,662.00	5,493,000	
東武鉄道	800	2,499.00	1,999,200	
東急	2,400	1,684.00	4,041,600	
小田急電鉄	1,400	1,655.00	2,317,000	
京成電鉄	2,000	1,261.50	2,523,000	
東日本旅客鉄道	4,400	3,226.00	14,194,400	
西日本旅客鉄道	1,800	3,272.00	5,889,600	
東海旅客鉄道	4,000	3,328.00	13,312,000	
近鉄グループホールディングス	700	2,804.00	1,962,800	
阪急阪神ホールディングス	1,000	3,827.00	3,827,000	
ヤマトホールディングス	1,400	1,980.50	2,772,700	
福山通運	200	3,475.00	695,000	
セイノーホールディングス	700	2,198.00	1,538,600	
S Gホールディングス	2,500	1,628.50	4,071,250	
N I P P O N E X P R E S S ホールディング	1,000	3,196.00	3,196,000	
日本郵船	1,700	5,100.00	8,670,000	
商船三井	1,400	4,707.00	6,589,800	
川崎汽船	2,500	2,005.00	5,012,500	
日本航空	1,700	2,929.00	4,979,300	
A N Aホールディングス	1,900	2,945.00	5,595,500	
三菱倉庫	1,500	1,170.00	1,755,000	
三井倉庫ホールディングス	300	3,750.00	1,125,000	
住友倉庫	300	3,045.00	913,500	
上組	400	4,085.00	1,634,000	
T I S	900	4,628.00	4,165,200	
コーエーテクモホールディングス	1,300	2,113.00	2,746,900	
ネクソン	3,200	2,817.00	9,014,400	
G M Oペイメントゲートウェイ	300	8,696.00	2,608,800	
野村総合研究所	2,200	5,331.00	11,728,200	
メルカリ	600	2,559.00	1,535,400	
オービック	1,900	5,501.00	10,451,900	
L I N Eヤフー	26,700	532.70	14,223,090	
トレンドマイクロ	500	9,513.00	4,756,500	
大塚商会	1,500	2,876.00	4,314,000	
B I P R O G Y	400	5,883.00	2,353,200	
N T T	236,200	152.60	36,044,120	
K D D I	16,100	2,433.50	39,179,350	
ソフトバンク	184,000	217.60	40,038,400	
東宝	700	8,296.00	5,807,200	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	500	9,719.00	4,859,500	
カブコン	2,100	4,334.00	9,101,400	

S C S K	1,200	4,191.00	5,029,200	
コナミグループ	600	20,150.00	12,090,000	
ソフトバンクグループ	5,700	10,740.00	61,218,000	
双日	900	3,606.00	3,245,400	
神戸物産	1,100	4,324.00	4,756,400	
伊藤忠商事	6,100	7,590.00	46,299,000	
丸紅	6,400	2,992.50	19,152,000	
豊田通商	4,100	3,241.00	13,288,100	
三井物産	11,200	3,018.00	33,801,600	
住友商事	4,700	3,705.00	17,413,500	
三菱商事	15,500	2,873.00	44,531,500	
岩谷産業	900	1,512.00	1,360,800	
サンリオ	1,000	6,746.00	6,746,000	
スズケン	300	5,264.00	1,579,200	
エービーシー・マート	1,000	2,969.00	2,969,000	
M o n o t a R O	1,900	2,764.50	5,252,550	
J . フロント リテイリング	1,000	1,991.50	1,991,500	
Z O Z O	3,400	1,546.50	5,258,100	
三越伊勢丹ホールディングス	1,500	2,130.50	3,195,750	
セブン&アイ・ホールディングス	10,000	2,164.50	21,645,000	
良品計画	1,100	7,046.00	7,750,600	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	2,400	4,994.00	11,985,600	
ゼンショーホールディングス	600	7,987.00	4,792,200	
しまむら	300	10,710.00	3,213,000	
高島屋	1,200	1,117.50	1,341,000	
エイチ・ツー・オー リテイリング	500	1,958.00	979,000	
丸井グループ	700	3,003.00	2,102,100	
イオン	3,600	4,320.00	15,552,000	
イズミ	300	3,201.00	960,300	
ヤマダホールディングス	3,700	457.30	1,692,010	
ニトリホールディングス	400	13,445.00	5,378,000	
ファーストリテイリング	1,200	46,740.00	56,088,000	
サンドラッグ	500	4,504.00	2,252,000	
しずおかフィナンシャルグループ	2,200	1,678.50	3,692,700	
めぶきフィナンシャルグループ	3,800	769.70	2,924,860	
ゆうちょ銀行	13,800	1,586.50	21,893,700	
コンコルディア・フィナンシャルグルー	4,400	933.60	4,107,840	
三菱UFJフィナンシャル・グルー	46,400	1,972.50	91,524,000	
りそなホールディングス	8,900	1,304.00	11,605,600	
三井住友トラストグループ	2,700	3,879.00	10,473,300	
三井住友フィナンシャルグループ	15,000	3,595.00	53,925,000	
千葉銀行	3,100	1,338.50	4,149,350	

	ふくおかフィナンシャルグループ	700	3,994.00	2,795,800	
	みずほフィナンシャルグループ	9,700	4,003.00	38,829,100	
	S B I ホールディングス	1,200	5,328.00	6,393,600	
	大和証券グループ本社	6,000	1,006.50	6,039,000	
	野村ホールディングス	12,200	928.40	11,326,480	
	S O M P Oホールディングス	3,600	4,185.00	15,066,000	
	M S & A D インシュアランスグループホール	6,200	3,098.00	19,207,600	
	第一生命ホールディングス	14,200	1,080.00	15,336,000	
	東京海上ホールディングス	7,400	5,697.00	42,157,800	
	クレディセゾン	700	3,968.00	2,777,600	
	イオンフィナンシャルサービス	800	1,292.50	1,034,000	
	オリックス	4,500	3,296.00	14,832,000	
	三菱H C キャピタル	5,600	1,084.50	6,073,200	
	日本取引所グループ	4,000	1,476.00	5,904,000	
	大東建託	300	15,330.00	4,599,000	
	ヒューリック	3,000	1,465.00	4,395,000	
	野村不動産ホールディングス	3,500	859.50	3,008,250	
	オープンハウスグループ	500	6,760.00	3,380,000	
	飯田グループホールディングス	1,100	2,075.50	2,283,050	
	三井不動産	10,700	1,376.00	14,723,200	
	三菱地所	4,800	2,722.50	13,068,000	
	住友不動産	1,800	5,534.00	9,961,200	
	日本M & A センターホールディングス	1,300	715.20	929,760	
	パーソルホールディングス	8,800	286.50	2,521,200	
	総合警備保障	2,000	1,015.00	2,030,000	
	エムスリー	2,600	1,874.50	4,873,700	
	ディー・エヌ・エー	500	2,388.50	1,194,250	
	博報堂D Yホールディングス	1,500	1,169.00	1,753,500	
	電通グループ	1,000	2,962.50	2,962,500	
	H . U . グループホールディングス	200	3,147.00	629,400	
	オリエンタルランド	6,900	3,074.00	21,210,600	
	ユー・エス・エス	1,800	1,630.00	2,934,000	
	サイバーエージェント	1,900	1,520.00	2,888,000	
	楽天グループ	8,300	808.50	6,710,550	
	リクルートホールディングス	6,000	8,379.00	50,274,000	
	日本郵政	7,000	1,335.50	9,348,500	
	ペイカレント	600	7,958.00	4,774,800	
	トランス・コスモス	200	3,560.00	712,000	
	セコム	1,800	5,215.00	9,387,000	
小計	銘柄数：300			2,867,722,950	
	組入時価比率：99.7%			100.0%	
合計				2,867,722,950	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年7月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年7月31日現在

資産総額	3,095,582,485円
負債総額	82,853,756円
純資産総額（ - ）	3,012,728,729円
発行済口数	5,171,040口
1口当たり純資産額（ / ）	582.62円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年8月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間にける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

```
graph TD
    TSE[取締役会] --> EMT[経営会議]
    EMT --> IPC[投資政策委員会]
    IPC --> TSE
    IPC --> EMT
    IPC --> IRD[調査関連部署]
    IPC --> URD[運用関連部署]
    IPC --> IDRD[内部監査関連部署]
    IPC --> CRD[コンプライアンス関連部署]
    IPC --> UAD[運用審査関連部署]
    IPC --> UTD[運用担当部署]
    IRD <--> UTD
    URD <--> UTD
    IDRD <--> UTD
    CRD <--> UTD
    UAD <--> UTD
    UTD --> UPPC[運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会]
    UPPC --> UTD
    UPPC --> IRD
    UPPC --> URD
    UPPC --> IDRD
    UPPC --> CRD
    UPPC --> UAD
```

The diagram illustrates the organizational structure of the Investment Policy Committee (IPC) and its related departments. At the top, the Board of Directors (取締役会) oversees the Board of Management (経営会議), which in turn oversees the IPC. The IPC is responsible for the formulation and implementation of investment strategies. It is supported by several departments: the Investigation-related Department (調査関連部署) for economic and company investigations; the Operation-related Department (運用関連部署) for understanding product characteristics and evaluating processes; the Internal Audit-related Department (内部監査関連部署) for monitoring internal controls and reporting to the Internal Audit Committee; the Compliance-related Department (コンプライアンス関連部署) for monitoring and guiding compliance with laws and regulations; and the Operation Review-related Department (運用審査関連部署) for analyzing and evaluating operation strategies and performance. The IPC also oversees the Operation Management Department (運用担当部署), which is the central hub for all operations. The Operation Management Department is supported by the Overseas Branches (海外拠点) for overseas market investigations and the Trading Department (トレーディング部署) for issuing securities. Finally, the Operation Management Department oversees the Committee for the Analysis and Evaluation of Operation Products (運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会), which is responsible for analyzing and evaluating operation performance and making recommendations.

取締役会

監査等委員会

経営会議

投資政策委員会
投資戦略の策定プロセス及び実行プロセスの監視、監督、指導等

調査関連部署
経済調査、企業調査等

海外拠点
海外の証券市場等の調査・分析、助言・運用等

トレーディング部署
株式、債券等の発注

運用関連部署
運用プロダクトの特性把握、運用プロセスの評価、維持、改善等

内部監査関連部署
運用を含む社内の業務全般にわたる内部統制等につき有効性及び妥当性の観点から調査並びに評価、その評価に基づく業務改善の勧告、提言
監査等委員会への内部監査結果の定期的報告等

コンプライアンス関連部署
法令遵守状況の点検・指導
売買発注業務における法令・諸規則の遵守状況の監査、指導等

運用審査関連部署
運用戦略及び実績の分析、検討ならびにリスク管理等

運用担当部署

運用プロダクトの分析・評価等に関する委員会
運用パフォーマンス等の分析、評価などの審議

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行ってまいります。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行ってまいります。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	910	58,303,491

単位型株式投資信託	130	722,786
追加型公社債投資信託	14	6,947,545
単位型公社債投資信託	376	627,301
合計	1,430	66,601,123

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(１)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			7,405		8,177
金銭の信託			44,745		46,810
前払金			7		12
前払費用			852		1,019
未収入金			1,023		666
未収委託者報酬			31,788		34,911
未収運用受託報酬			5,989		7,066
短期貸付金			757		2,242
その他			169		195
貸倒引当金			18		21
流動資産計			92,719		101,080
固定資産					
有形固定資産			945		881
建物	2	595		589	
器具備品	2	350		292	
無形固定資産			5,658		6,889
ソフトウェア		5,658		6,888	
その他		0		0	
投資その他の資産			17,314		14,923
投資有価証券		1,813		2,164	
関係会社株式		9,535		6,584	
長期差入保証金		519		521	

長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			354		482
当期純利益			28,183		38,105

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							55,782	55,782	55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						24,606	24,606	-	-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	24,606	2,991	27,598	27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			-
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						28,174	28,174	28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	9	9	9
当期変動額合計	9	9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ... 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない ... 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない ... 移動平均法による原価法 株式等
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

（１）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（２）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)
1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円
2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10,830円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	-	-	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 38,115百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 7,400円

基準日 2025年3月31日

効力発生日 2025年6月30日

金融商品関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり

ます。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（ ）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

() 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出してあり、レベル2の時価に分類しております。

有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1．売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4．その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

デリバティブ取引関係

1．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	24	24

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1．採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2．確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	1,024
退職給付の支払額	1,150
その他	11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	21,247
	4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	1,665
退職給付の支払額	1,317
過去勤務費用の発生額	882
その他	7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	21,041
	6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	499
数理計算上の差異の費用処理額	157
過去勤務費用の費用処理額	58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	1,848	評価性引当額	1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	109	資産除去債務に対応する除去費用	144
関係会社株式評価益	85	関係会社株式評価益	86
その他有価証券評価差額金	146	その他有価証券評価差額金	145
前払年金費用	581	前払年金費用	760
繰延税金負債合計	922	繰延税金負債合計	1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	0.3%	外国税額控除	0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	0.2%	その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。
--	--

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)				
前事業年度			当事業年度	
	自 2023年4月 1日		自 2024年4月 1日	
	至 2024年3月31日		至 2025年3月31日	
期首残高	1,123		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	-		-	
資産除去債務の履行による減少	-		-	
見積もりの変更による増加	-		308	
期末残高	1,123		1,431	

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕（1）に記載の通りであります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月 1 日 至 2024年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日)

1．セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

（2）重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入（*1）	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済（*1）	185,200		
							借入金利息（*1）	210	未払利息	3

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付（*1）	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済（*1）	5,368		
							貸付金利息（*1）	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメン ト　　Ｕ．Ｓ． Ａ．インク	ニ　ュ　ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	-	有償減資 (*2)	4,475	-	-
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	----------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

(* 1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(* 2) ノムラ・アセット・マネジメント　Ｕ．Ｓ．Ａ．インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(* 3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス㈱（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

1 株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1 株当たり純資産額	11,677円62銭	1 株当たり純資産額	13,603円86銭
1 株当たり当期純利益	5,471円85銭	1 株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1 株当たり当期純利益の算定上の基礎		1 株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カ ストディ銀行)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

^{*} 2025年7月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円	
S M B C 日興証券株式会社	135,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	35,765百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
B o f A 証券株式会社	83,140百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱 U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
U B S 証券株式会社	44,908百万円	

* 2025年7月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

< 再信託受託者の概要 >

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金：51,000百万円

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。
- (2) 目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (6) 目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月9日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

長谷川 敬

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の2024年7月1日から2025年7月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 日経300株価指数連動型上場投信の2025年7月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。